

患者様各位

「情報通信機器を用いた診療の算定」についてのお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てをいただき、ありがとうございます。御礼申し上げます。

さてこの度、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より5類感染症へ変更される事に伴い、オンライン診療に関する特例措置（初診や慢性疾患等を有する定期受診等に対して電話を用いて診療を行うこと）が7月31日をもって廃止となる旨が厚生労働省より通知されました。

そのため、当院ではオンライン診療を受診される方を対象に、6月1日(木)より新たに新設された情報通信機器（オンライン診療アプリ）を用いた診療の算定を行います。

変更点は下記にまとめておりますので、ご確認お願いいたします。

患者様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程お願い申し上げます。

敬具

記

■情報通信機器を用いた診療に関する算定の詳細について

算定名	改定前		改定後（6月1日より）	
	保険点数	3割負担	保険点数	3割負担
初診料	214点	640円	▶ 251点	750円
再診料	73点	220円	73点	220円
※生活習慣病等の慢性疾患の 特定疾患療養管理料	147点	440円	▶ 196点	590円

■算定について

令和4年度診療報酬改定の概要（厚生労働省保険局医療課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000911810.pdf>

【お問い合わせ】

Dクリニック東京ウェルネス TEL:03-6665-0502

火曜～金曜 10時～19時/土曜・祝日 9時～17時